



独立役員の独立性要件の見直しに関する検討状況について

2019年11月25日
株式会社東京証券取引所

- 成長戦略実行計画において、日本企業の競争力、信頼性をより一層強化していくためにコーポレート・ガバナンスの更なる強化が必要とされており、特に上場子会社のガバナンスについては、「投資家から見て、手つかずのまま残されているとの批判」があることを踏まえ、東京証券取引所において所要のルール整備を行う旨が明示

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）※抜粋

■ 東京証券取引所の対応等

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講ずる。

グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（令和元年6月28日策定）※抜粋

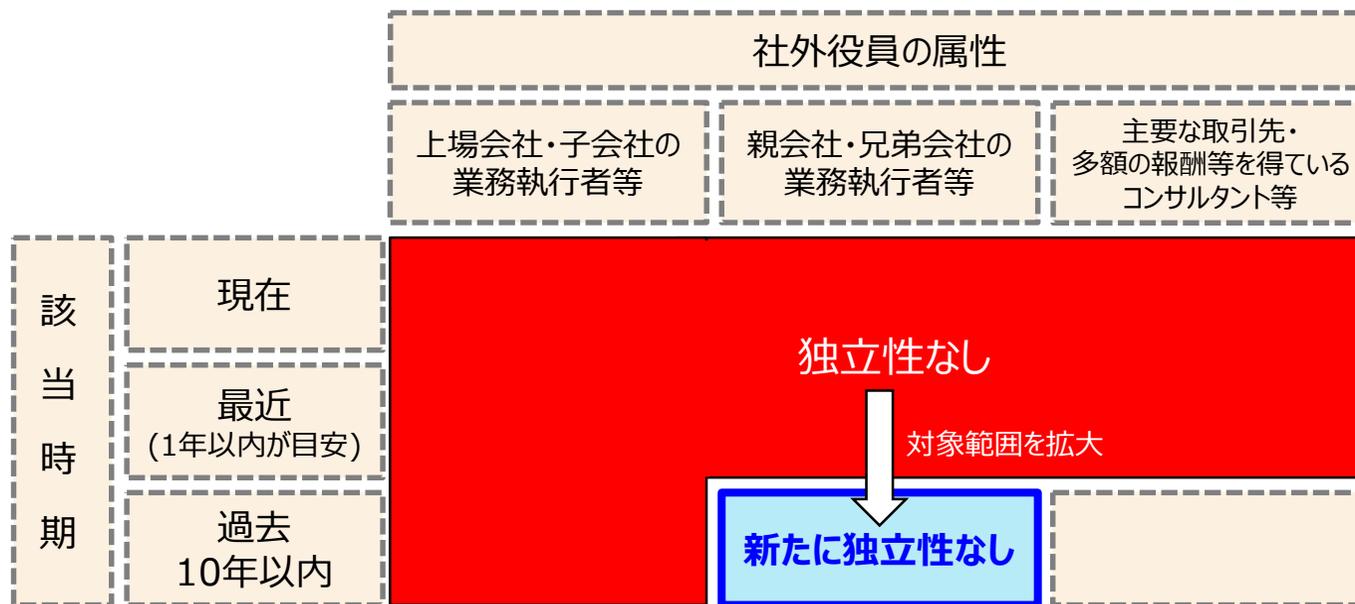
■ 上場子会社における独立性基準

上場子会社の独立社外取締役については、10年以内に親会社に所属していた者を選任しないこととすべきである。

⇒ 成長戦略実行計画等を踏まえ、次頁のとおり、独立役員の独立性基準の見直しを行う

- ✓ 親会社・兄弟会社の業務執行者等に関する基準を、現在及び最近から過去10年以内に拡大

(参考) 見直しに関する概念図



- ※ なお、昨今の状況を踏まえ、今回の見直しに加え、一定の議決権を有し、実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主利益の保護に関する考え方の整理や、それを踏まえた更なる制度改正の要否について、引き続き検討を行う

■ 今後のスケジュール（予定）

- 2019年中：見直しに関する制度要綱の公表・パブリック・コメント手続の開始
- 2020年初：改正規則の施行

（参考）成長戦略実行計画工程表

要綱公表

規則施行

4. コーポレート・ガバナンス

